

参議院厚生労働委員会會議録第十二号

平成二十二年四月六日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月三十一日

梅村 聡君

補欠選任 前川 清成君

四月一日

大島九州男君

補欠選任 足立 信也君

前川 清成君

梅村 聡君

四月六日

近藤 正道君

補欠選任 山内 徳信君

出席者は左のとおり。

委員長 柳田 稔君

理事 小林 正夫君

津田弥太郎君

森 ゆうこ君

衛藤 晟一君

山本 博司君

委員 足立 信也君

家西 悟君

梅村 聡君

島田智哉子君

下田 敦子君

辻 泰弘君

長浜 博行君

森田 高君

石井 準一君

岸 宏一君

南野知恵子君

國務大臣

厚生労働大臣 長妻 昭君

副大臣

厚生労働副大臣 長浜 博行君

大臣政務官

厚生労働大臣政務官 足立 信也君

事務局側

常任委員会専門員 松田 茂敬君

丸川 珠代君

木庭健太郎君

小池 晃君

山内 徳信君

長妻 昭君

長浜 博行君

足立 信也君

松田 茂敬君

本日の會議に付した案件

○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(柳田稔君) たいだいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る一日、大島九州男君が委員を辞任され、その補欠として足立信也君が選任されました。また、本日、近藤正道君が委員を辞任され、その補欠として山内徳信君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。長妻厚生労働大臣。

○國務大臣(長妻昭君) 予防接種法及び新型イン

フルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

今般の新型インフルエンザは、感染力は強いものの症状の程度がそれほど重くならないものであります。このような性質を踏まえ、予防接種を受ける努力義務を課すことは適切でないと判断し、現行の予防接種法に基づく臨時の予防接種ではなく、昨年十月から、厚生労働大臣が実施主体となつて臨時応急的に接種事業を実施しているところであります。

また、この接種により生ずる健康被害の救済等については、昨年秋季の第七十三回臨時国会で成立した新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に基づき実施しております。

しかしながら、公的予防接種は、健康被害が生じた場合の救済措置等も含め、本来は予防接種法に明確に位置付けて行うべきものであります。こうした点は、今般の新型インフルエンザと同程度の感染力や病状を呈する新型インフルエンザ等感染症が新たに発生した場合においても同様であります。

このように、今般の新型インフルエンザに係る予防接種を円滑に実施するとともに、今後同様の事態が発生した場合に行う予防接種の対応に万全を期するため、予防接種法において新たな臨時の予防接種の類型を創設する等、所要の規定を整備することを目的として、この法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、今般の新型インフルエンザや今般の新型インフルエンザと同程度の感染力や病状を呈する新型インフルエンザ等感染症を念頭に、新たな

臨時の予防接種の類型を創設することとしております。

この接種は、国の指示により、都道府県の協力の下、市町村が実施することとしております。接種の対象となる方に対しては、接種を受ける努力義務は課さないものの、接種を受けるよう勧奨を行うこととしております。接種に要する費用については市町村が支弁し、その費用の二分の一を国が、四分の一を都道府県が負担することとしております。また、接種を受けた方からの実費徴収は、経済的理由により負担できないと認める場合を除いて可能とすることとしております。

なお、健康被害が生じた場合の救済の具体的な給付水準は政令に委任されております。

新たな臨時の予防接種及び今般の新型インフルエンザ予防接種に係る健康被害の救済については、臨時の予防接種及び一類疾病の定期の予防接種に係る給付水準と二類疾病の定期の予防接種に係る給付水準との間の水準として定めることを予定しております。

第二に、ワクチンの確保に係る損失補償規定を創設することとしております。

新型インフルエンザ等感染症が新たに発生し、世界中でワクチン需給の逼迫が見込まれる場合には、国として必要なワクチンを円滑に確保することが求められます。

このように、緊急にワクチンを確保するため必要があるときは、施行の日から五年間に限り、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者を相手方として、損失等を政府が補償することを約する契約を締結することができることとしております。

第三に、新型インフルエンザ等感染症のうち臨時の予防接種の対象としたものについては、高齢者以外の方も定期的予防接種の対象とできるよう措置することとしております。

第四に、感染症の発生及び蔓延の状況、改正法の施行状況等を勘案して、予防接種の在り方等について総合的に検討を加えること等、所要の検討規定を設けております。

この法律の施行期日は、新たな臨時の予防接種の類型の創設等に関する事項については公布の日から起算して三か月を超えない範囲において政令で定める日から、その他の事項については公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(柳田稔君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、後期高齢者医療制度廃止に関する請願(第五二七号)

一、どこに住んでいても、お金の心配なく安心してかかる医療に関する請願(第五二八号)

一、季節労働者対策に関する請願(第五一九号)

一、現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する請願(第五二〇号)

一、七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無料にすることに関する請願(第五二七号)

一、生活保護の老齢加算を元に戻すことに関する請願(第五二九号)

一、後期高齢者医療制度を中止し、廃止することに関する請願(第五三三三号)

一、後期高齢者医療制度廃止などに関する請願(第五三五号)

(第五三六号)

一、地域を支える中小業者とその家族の健康を守る対策に関する請願(第五二七号)

一、後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願(第五三二八号)

一、いつでも、どこでも、だれもが、お金の心配のいらない保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第五三九号)

一、季節労働者対策に関する請願(第五四〇号)

一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願(第五四二二号)

一、人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願(第五四三三号)

一、細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種の早期実現に関する請願(第五四四四号)

一、労働者派遣法の抜本改正に関する請願(第五四五五号)

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願(第五四九号)

一、パーキンソン病患者・家族の療養生活の質的向上に関する請願(第五五四四号)

一、後期高齢者医療制度廃止、国保料(税)引下げ等に関する請願(第五六四四号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第五六六六号)

一、五十九歳以上の高齢者(第五六八八号)

一、五十九歳以上の高齢者(第五七〇号)

一、五十九歳以上の高齢者(第五七二七号)

請願者 さいたま市浦和区上木崎五ノ一八

紹介議員 ノ一八 吉田守 外四百八十名

後期高齢者医療制度が実施され、同制度への国民の怒りや不安の声は大きく広がり、政府は繰り返し見直しを行う一方、参議院では廃止法案が二〇〇八年六月に可決された。七十五歳以上の人口増に依りて保険料は二年おきに引き上げられ、保険料軽減措置はいずれ期限切れを迎える。重い負担を高齢者に実感させ、我慢を強いて、検査・投薬・手術を制限し、複数の診療科を受診しにくくするものである。こうした世界に例のない制度は、一刻も早く見直しではなく廃止すべきである。また、後期高齢者医療制度を廃止した後は、給付は低く、負担は高くなる医療保険制度の一元化ではなく、老人保健制度に戻し、国庫負担を元どおり増やして高齢者の負担を減らし、年齢や所得による差別のない医療制度を確立することを求める。

一、後期高齢者医療制度を廃止すること。

第五一八号 平成二十二年三月十九日受理

どこに住んでいても、お金の心配なく安心してかかる医療に関する請願

請願者 北海道北見市緑町四ノ一ノ七 大山徹 外七千三百四十名

紹介議員 紙 智子君

医療制度は、憲法第二五条に基づいて、いつでも、どこでも、だれもが安心してかかることを目指してきたが、医療費抑制政策が続き、国民の命と健康が脅かされており、直ちに医療費を始めとした社会保障費を増額すべきである。

ついては、医療制度の充実のため、次の事項について実現を図られたい。

一、お金の心配なく医療を受けられるよう、患者負担を無料にし、保険料を引き下げること。

二、高齢者を差別する後期高齢者医療制度は、直ちに廃止すること。

三、国の責任で、医師、看護師の増員・確保をすること。

四、療養病床の削減計画や入院日数制限を廃止して、安心して入院できるようにすること。病院つぶしはやめること。

五、上記を実現するために必要な診療報酬の引上げを行うこと。

第五一九号 平成二十二年三月十九日受理

季節労働者対策に関する請願

請願者 北海道滝川市幸町一ノ五ノ二六 小松均 外七百十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七三号と同じである。

第五二〇号 平成二十二年三月十九日受理

現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する請願

請願者 東京都江東区白河一ノ五ノ一ノ六 〇六 川田昌子 外九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第五二七号 平成二十二年三月二十四日受理

七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無料にすることに関する請願

請願者 埼玉県鳩ヶ谷市里一、一九〇ノ三八五 八五 小松秀明 外千六百三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第五二八号 平成二十二年三月二十四日受理

七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無料にすることに関する請願

請願者 東京都清瀬市旭が丘二ノ三ノ五ノ二〇一 中村抄理 外八百三十二名

紹介議員 小池 晃君

後期高齢者医療制度の廃止に関する請願(第五三三三号)

後期高齢者医療制度廃止などに関する請願(第五三五号)

後期高齢者医療制度廃止に関する請願(第五一七号)

平成二十二年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

第五二九号 平成二十二年三月二十四日受理

生活保護の老齢加算を元に戻すことに関する請願

請願者 滋賀県彦根市高宮町一、八七八

中村美代子 外四千三百五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第五三〇号 平成二十二年三月二十四日受理

生活保護の老齢加算を元に戻すことに関する請願

請願者 東京都足立区青井四ノ四三ノ一

春名なをみ 外四千三百五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第五三一号 平成二十二年三月二十四日受理

生活保護の老齢加算を元に戻すことに関する請願

請願者 福島市八木田字中島一〇六ノ二

増子善七 外四千三百五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第五三二号 平成二十二年三月二十四日受理

生活保護の老齢加算を元に戻すことに関する請願

請願者 北九州市小倉南区田原四ノ三ノ一

一 森田正子 外四千三百五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第五三三三号 平成二十二年三月二十四日受理

後期高齢者医療制度を中止し、廃止することに関する請願

請願者 埼玉県所沢市松郷七五ノ一七

野和敏 外六百六十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第五三四号 平成二十二年三月二十四日受理

後期高齢者医療制度を中止し、廃止することに関する請願

請願者 東京都西東京市中町三ノ九ノ一八

今野さやか 外四千三百五十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第五三五号 平成二十二年三月二十四日受理

後期高齢者医療制度廃止などに関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜須賀一三ノ一

五 箕輪富雄 外二百五十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第五三六号 平成二十二年三月二十四日受理

後期高齢者医療制度の廃止に関する請願

請願者 横浜市泉区和泉町五、二五二ノ一

天野ミチ子 外二百九十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第五三七号 平成二十二年三月二十四日受理

地域を支える中小業者とその家族の健康を守る対策に関する請願

請願者 埼玉県春日部市金崎一、二四六ノ四三

四三 雨宮陽子 外百七十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第五三八号 平成二十二年三月二十四日受理

後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願

請願者 埼玉県川口市芝三ノ一ノ二二ノ三

〇三 堺良彦 外七百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第五三九号 平成二十二年三月二十四日受理

いつでも、どこでも、だれもが、お金の心配のい

らない保険で良い歯科医療の実現に関する請願

請願者 名古屋市中区新栄二ノ二六ノ六

九〇二 徐国政 外千名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第五四〇号 平成二十二年三月二十四日受理

季節労働者対策に関する請願

請願者 北海道上川郡比布町南町一ノ六

二 奥山豊彦 外八百三十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二七三号と同じである。

第五四一号 平成二十二年三月二十四日受理

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願

請願者 名古屋市中区金山二ノ一ノ六

加藤瑠美子 外千二百八十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第五四二号 平成二十二年三月二十四日受理

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願

請願者 東京都調布市国領町一ノ五ノ五

荻窪弘 外四百六十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第五四三三号 平成二十二年三月二十四日受理

人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願

請願者 福岡県久留米市田主丸町地徳二、九四一ノ一

大森徳彦 外千四百二十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第五四四号 平成二十二年三月二十四日受理

細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の

早期実現に関する請願

請願者 東京都調布市若葉町一ノ二五ノ五

佐々木綾 外六十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第五四五号 平成二十二年三月二十四日受理

労働者派遣法の抜本改正に関する請願

請願者 奈良県生駒郡三郷町立野北三ノ七

ノBノ四〇五 宮本正恵 外四百三十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第五四六号 平成二十二年三月二十四日受理

労働者派遣法の抜本改正に関する請願

請願者 東京都中野区沼袋二ノ四〇ノ一二

ノ八〇二 大平晶子 外四百三十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第五四七号 平成二十二年三月二十四日受理

労働者派遣法の抜本改正に関する請願

請願者 茨城県牛久市刈谷町二ノ一七〇ノ一〇

太田口幸子 外四百三十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第五四八号 平成二十二年三月二十四日受理

労働者派遣法の抜本改正に関する請願

請願者 長崎県大村市水主町一ノ九七八ノ六六

藤本洋子 外四百三十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第五四九号 平成二十二年三月二十四日受理

高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医

療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 札幌市西区八軒七条西一ノ二ノ一

二 伊東美弥子 外三百三十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五五四号 平成二十二年三月二十四日受理

パーキンソン病患者・家族の療養生活の質的向上に関する請願

請願者 山梨県甲府市上小河原町一、二一

〇 手塚佳樹 外三百四十一名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第五六四号 平成二十二年三月二十五日受理  
後期高齢者医療制度廃止、国保料(税)引下げ等に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡美浦村舟子二、二一

二ノ三 山田善乃 外千三百四十五名

紹介議員 大門実紀史君

原油・資材・穀物の高騰に続く円高、金融危機の急速な広がりが、中小業者・国民に一層の苦難を押し付けている。今行うべきことは、消費税増税ではなく、中小業者・国民の負担軽減と仕事の確保であり、原材料価格高騰対応等緊急保証制度(セーフティネット保証)を真の貸し渋り対策となるよう、抜本的に改善することである。

ついでに、国民と中小業者の暮らしと経営を守るため、次の事項について実現を図らねばならない。  
一、後期高齢者医療制度は廃止すること。国庫負担を増やして国保料(税)を引き下げる。すべの国保加入世帯に無条件で正規保証証を交付すること。

第五六六号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島県福山市新市町相方二、一五ノ一五 奥村寛之 外四千三百六十

七名

紹介議員 亀井 郁夫君

我が国の透析患者は二〇〇八年末で約二八万二千人となっており、対人口比で言えば、世界でも多くの患者がいる。近年は技術の進歩により、透析を導入しても健常者と変わらない高い生活の質が得られるようになり、患者の社会復帰も進み、同時に長期生存が可能となり、日本透析医学会の調査では一〇年以上の透析患者は七万人を超えている。近年の透析患者の特徴は(一)急速な高齢化の進展(二)糖尿病を原疾患とする患者の増加(三)長期治療による合併症を有する患者の増加(四)介護を要する患者の増加などであり、中でも糖尿病性腎症を原疾患とする患者は、視力障害や下肢障害などの合併症の重度化、重複化によって不自由な生活を余儀なくされている。また、透析患者の一五%以上が介護を必要としており、透析治療が可能な介護・生活施設が不足し、長期入院施設も十分ではない。

ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。

一、腎臓病(原因究明と治療)の研究、取り分け慢性腎臓病(CKD)対策及び糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための研究を推進すること。  
二、慢性腎臓病についての啓発活動を、広く国民運動として取り組むこと。  
三、通院困難な透析患者のための通院介護保障体制と、要介護患者への医療と福祉の連携による総合的対策を確立すること。

四、国民が安心して医療を受けられるよう、医療の場での安全対策を強化すること。  
五、医師、看護師、ホームヘルパーなどの医療・福祉従事者不足を早急に解消するとともに、地域偏在をなくすこと。  
六、臓器移植推進のための啓発・広報活動を強化するとともに、都道府県所属の移植コーディネーターの増員と身分保障を確立し、さらに院内コーディネーターを増員するよう指導するこ

と。

七、災害時における透析医療の確保と患者の避難・移動を確保する体制を確立すること。

第五六七号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 埼玉県川口市柳根町六ノ一二 吉澤輝男 外三千九百九十九名

紹介議員 西田 実仁君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五六八号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町若杉一ノ一

三 永原敏子 外二千三百九十五名

紹介議員 河合 常則君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五六九号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市伊深町一、八八

八 大矢正明 外三千名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五七〇号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛媛県西条市小松町北川一四四ノ一

一 戸田淳司 外三千二百五十名

紹介議員 山本 順三君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五七一号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 新潟県上越市大字池六九一 小嶋智恵 外二千九百四十八名

紹介議員 塚田 一郎君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五七二号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県高松市亀岡町一六ノ一一

中野正規 外四千三百六十九名

紹介議員 山内 俊夫君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五七三号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区北島山四ノ三五ノ

二一ノ六〇六 島津勝人 外千九百九十九名

紹介議員 山口那津男君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五七四号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 富山県水見市鞍骨二一 大居重孝

外二千二十四名

紹介議員 森田 高君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五七五号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 和歌山市加太一、一三四ノ二〇七

石谷定夫 外千二百六十四名

紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五七六号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福井県大野市国時町一、五〇八

東部慶一郎 外三千六百五十名

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五七七号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京右馬寮町一三

ノ一〇 辻雅孝 外三千八百九十

二名

紹介議員 西田 昌司君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五七八号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 長崎県大村市乾馬場町八五四ノ五

山口重幸 外三千名

紹介議員 大久保潔重君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五七九号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 群馬県館林市当郷町三〇九 田部

井弘行 外三千九十一名

紹介議員 加藤 修一君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五八〇号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市但東町河本五〇三

中井里美 外千九百九十九名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五八一号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 和歌山県新宮市橋本一ノ一ノ一四

田坂育代 外千二百六十一名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五八二号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都台東区今戸一ノ二〇ノ四

土田好子 外二千六百五十一名

紹介議員 丸川 珠代君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五八三号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県松本市島内三、八五五 小

原清宏 外三千九百六十四名

紹介議員 吉田 博美君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五八四号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府東大阪市西上小阪一ノ一五

小西陽章 外六千八百八十四名

紹介議員 尾立 源幸君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五八五号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福島県いわき市江名字安童一六一

ノ七六 佐藤美知子 外千八百八十

四名

紹介議員 岩城 光英君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五八六号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡吉良町宮迫堂根一七

長谷武男 外七千七百八十九名

紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五八七号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡白石町東郷二、〇二

三ノ二四 諸石龍美 外二千名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五八八号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮崎県串間市大字崎田六一六 菊

地いづみ 外三千二百名

紹介議員 外山 齋君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五八九号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 茨城県ひたちなか市枝川二五六ノ

六 高橋實 外三千九百九十九名

紹介議員 藤田 幸久君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五九〇号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市鶴田町三、三三一

ノ三二 竹原正義 外四千名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五九一号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 群馬県みどり市大間々町一、〇六

二ノ二 木戸みはる 外二千七百

九十九名

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五九二号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山口県下関市豊北町滝部八三六ノ

一 山野寿子 外二千名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五九三号 平成二十二年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山形県西村山郡河北町谷地字東五

五九ノ三 芦野真 外千七百四十

名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種法による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種法による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

（予防接種法の一部改正）  
第一条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條」を「第二十五條」に改める。  
第六條に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、二類疾病のうち当該疾病にかつた場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

4 国は、第一項又は前項に規定する予防接種の円滑な実施を確保するため、ワクチンの供給等に関し必要な措置を講ずるものとする。

第七條中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。  
第七條の二 市町村長又は都道府県知事は、第

三条第一項に規定する予防接種であつて一類疾病に係るもの又は第六条第一項若しくは第三項に規定する予防接種の対象者に対し、定期の予防接種(第三条第一項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。)であつて一類疾病に係るもの又は臨時の予防接種(第六条第一項又は第三項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて同条第一項又は第三項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。)を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、その者に定期の予防接種であつて一類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

第八条第一項中「第三条第一項に規定する予防接種(当該予防接種に相当する予防接種であつて、市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「定期の予防接種」という。)」を「定期の予防接種」に、「第六条第一項に規定する予防接種(当該予防接種に相当する予防接種であつて、同項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「臨時の予防接種」という。)」を「臨時の予防接種(同条第三項に係るものを除く。)」に改め、同条第二項中「第三条第一項に規定する予防接種であつて一類疾病に係るもの又は第六条第一項に規定する予防接種を「前項」に改め、「臨時の予防接種」の下に「第六条第三項に係るものを除く。」を加える。

第九条中「第六条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第二十條第三項中「平成十年法律第百十四号」の下に「附則第六條第一項において「感染症法」という。」を加える。

第二十二條第二項中「により、」の下に「前條第一項の規定により市町村の支弁する額(第六條第三項の規定による予防接種に係るものに限る。及び)」を加える。

第二十四條中「第三條第一項」の下に「又は第六條第三項」を加える。

第二十五條中「第六條」を「第六條第一項から第三項まで」に改め、「同條第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十六條及び第二十七條を削る。

第二十八條を附則第一條とし、第二十九條を附則第二條とし、第三十條を附則第三條とし、第三十一條を附則第四條とし、第三十二條を附則第五條とし、第三十三條を削る。

附則に次の一條を加える。

第六條 政府は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日から五年間を限り、新型インフルエンザ等感染症ワクチン(感染症法第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンを含む。以下同じ。)について、世界的規模で需給が著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二條第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であつて、新型インフルエンザ等感染症ワクチンの製造販売(同法第一條第十二項に規定する製造販売をいう。))について、同法第十四條の三

第一項の規定により同法第十四條の承認を受けているもの(当該承認を受けようとするものを含む。)に限る。)を相手方として、当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該新型インフルエンザ等感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約(以下「損失補償契約」という。)を締結することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の購入契約(当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワクチンについて損失補償契約を締結する場合における当該購入契約に限る。)を締結する場合には、あらかじめ、閣議の決定を経なければならない。

3 政府は、損失補償契約の締結前に、当該損失補償契約を締結することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該損失補償契約(次項の規定による国会の承認を受けることをその効力の発生条件とするものに限る。)を締結することができる。

4 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで損失補償契約を締結した場合には、政府は、速やかに、当該損失補償契約の締結につき国会の承認を求めなければならない。(新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正)

第二條 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成二十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法

目次中「第三章 特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者との補償契約(第十一

條)」を削る。

第一條中「とともに、新型インフルエンザワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等により特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者等に生ずる損失について政府が補償する」を削り、「の円滑な実施」を「による健康被害の迅速な救済」に改める。

第二條第四項、第五條第二項及び第三章を削る。

附則第二條第二項中「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」の下に「平成十四年法律第百九十二号」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中予防接種法第六條に二項を加える改正規定、同法第七條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定並びに同法第八條、第九條、第二十二條第二項、第二十四條及び第二十五條の改正規定、第二條中新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五條第二項を削る改正規定及び同法附則第二條第二項の改正規定並びに附則第三條及び第四條の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行前に締結された第二條の規定による改正前の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第十一條の規定による契約については、なお従前の例による。

(新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例)

第三條 インフルエンザであつて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下この条におい



平成二十二年四月十三日印刷

平成二十二年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A